

石川県診療所等物価支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 医療機関等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、医療機関等に対して診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための補助金を交付し、経営の改善につなげ、地域医療提供体制の確保を図るため、予算の範囲内において、石川県診療所等物価支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年制令第255号。以下「施行令」という。）、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱、同交付要綱及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、いずれも健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。

- (1) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条の第12項に規定する薬局をいう。

(事務の取扱い)

第3条 石川県から補助金事業を委託された「石川県診療所等賃上げ・物価支援事業運営事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(交付の対象)

第4条 申請日時点において石川県内に所在し、稼働している有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局（以下「対象施設」という。）を交付の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和8年1月1日時点において廃止している施設及び申請時点で同年1月2日以降に廃止を予定している施設は対象としない。

(補助額)

第5条 補助額は、別表に定めるとおりとする。

(同意事項)

第6条 次の各号のいずれにも同意した者でなければ、補助金を交付しない。

- (1) 交付対象施設の要件を満たしていること
- (2) 交付のために提出した書類に虚偽がないこと
- (3) 補助金の申請は、1施設につき1回限りとする
- (4) この補助金と補助対象が重複する他の補助金等の交付を受けないこと
- (5) 石川県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- (6) 県税の滞納がないこと
- (7) 虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じるとともに、補助金と同額の違約金の支払いに応じること
- (8) 個人情報の取扱いに関して、補助金の交付手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること

(申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、「石川県診療所等物価支援事業費補助金支給申請書兼請求書」（第1号様式）及び「石川県診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書」（別紙様式1）（以下、「申請書等」）に、

その他知事が必要と認める書類を添えて、令和8年6月30日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 知事は、前条の申請書等を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者にその旨を通知するものとする。

2 交付決定及び額の確定をした場合には、補助金を速やかに交付する。

3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、補助金を交付すべきでないと認められたときは、「石川県診療所等物価支援事業補助金不交付決定通知書」（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(留意事項)

第9条 給付金の支給を受けた無床診療所（歯科）は歯科技工所に支払う委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、補助金の交付をした場合において、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付を受けた日以降に正当な理由なく廃止した場合。ただし、事業譲渡等による廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、石川県知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(2) 申請の取下げがあった場合

(3) 本要綱に違反した場合

(4) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合

(5) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合

(補助金の周知等)

第11条 知事は、補助金の交付に当たり、交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による医療施設等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療施設等から第7条に定める申請の期限までに同条の規定による申請が行われなかった場合は、交付対象者が補助金の交付を辞退したものとみなす。

2 知事が第8条の規定による交付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(調査)

第13条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第14条 補助金の交付を受けた者は、申請等に関する書類を整理し、補助金の交付年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

別表

区分		補助額
1	有床診療所（医科・歯科）	R7.8.1 時点の許可病床数×1.3 万円 (13 床以下の場合は 1 施設×17 万円)
2	無床診療所（医科・歯科）	1 施設×17 万円
3	所属する同一グループ内の保険薬局の 数（※）が 1～5 店舗（当該保険薬局 を含む）である保険薬局	1 施設×8.5 万円
	所属する同一グループ内の保険薬局の 数（※）が 6～19 店舗（当該保険薬局 を含む）である保険薬局	1 施設×7.5 万円
	所属する同一グループ内の保険薬局の 数（※）が 20 店舗以上（当該保険薬局 を含む）である保険薬局	1 施設×5 万円

（※）厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している R7.4.30 時点の数とする。